

犬・猫の避妊、去勢手術の

補助金のご案内

行方市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護及び管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

○補助金対象者（要件をすべて満たす者）

1. 行方市に住所を有し、居住している者であること
2. 市税等を完納している者であること
3. 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

○補助対象動物

1. 補助対象者が飼育する犬・猫（毎年度一世帯あたりそれぞれ1頭犬については、補助対象年度に登録及び狂犬病予防注射を受けていること）
2. 補助対象動物は、生後3ヶ月以上であること

○補助金額

避妊手術	犬・猫1頭	4,000円
去勢手術	犬・猫1頭	3,000円

○避妊・去勢手術の効果

- メスの場合
- ①発情がなくなる
 - ②オスが集まってこない
 - ③子供が生まれない
 - ④危険性がなくなる（犬）
 - ⑤生殖器系の病気予防
- オスの場合
- ①子供を生ませなくなる
 - ②無駄吠え・遠吠え防止（犬）
 - ③異様な声で鳴かなくなる（猫）
 - ④縄張りを争ってケンカしなくなる
 - ⑤室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
 - ⑥生殖器系の病気予防

○申込期間

平成21年度内（ただし予算がなくなり次第終了）

○申込方法

電話での申込はできません。印鑑を持って左記まで直接お申込みください。手術を行なう前にお申し込み下さい。

○申込み先

環境課（北浦庁舎）総合窓口課（麻生庁舎・玉造庁舎）

○問合せ先

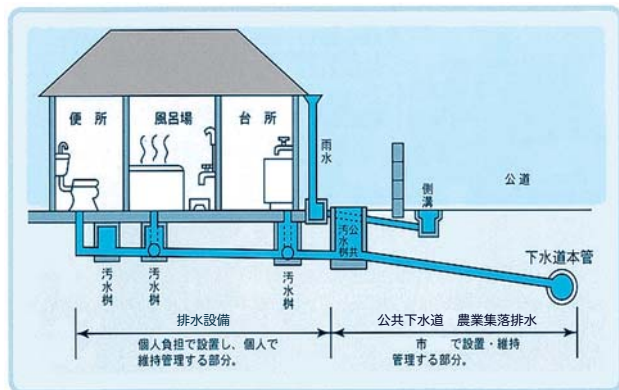
環境課（北浦庁舎） ☎ 02991-351211

茨城県環境保全施設資金

融資制度のご案内

茨城県では個人が公共下水道または農業集落排水施設へ接続する場合に要する資金（宅内排水設備工事資金）について、融資のあっせん及び利子補給を行っています。（供用開始年度は問いません）

行方市においては供用開始3年以内に接続されずと市の補助金制度（4万円）と併せてご利用できます。生活環境の向上と霞ヶ浦の水質浄化のために、1日でも早い接続をお願いします。なお、受付は先着順です。ご希望のある方はお早めにお申込下さい。



宅内排水設備とは？

台所、風呂、水洗トイレなどの汚水を公共ますに流すために設置する排水管、汚水ます等のことです。

高度処理型浄化槽整備に 対し補助金を交付します

専用住宅に高度処理型浄化槽（窒素及びリン除去型）を設置される個人の方に補助金が交付されます。

茨城県では平成21年4月1日より「高度処理型浄化槽の設置」が建築確認の審査要件となり、従来の「通常型浄化槽」では建築基準法による確認済証の交付が受けられなくなりました。

また、不正に通常型浄化槽を設置した場合は、茨城県霞ヶ浦水質保全条例による罰則の対象となります。

受付開始 平成21年4月1日

補助対象地域 公共下水道整備区域及び認可区域、農業集落排水整備区域及び認可区域を除く、行方市全域が対象

補助予定基数

- 5人槽 5基
- 7人槽 9基
- 10人槽 1基

補助予定金額

- 5人槽 876,000円
- 7人槽 1,219,000円
- 10人槽 1,719,000円

問合せ先 下水道課（玉造庁舎）

☎ 02991-551011

○問合せ先

行方市役所 下水道課

鹿行県民センター 環境・保安課 ☎ 02991-551011

☎ 02991-3316056

※詳細につきましては市のホームページにも記載しております